

高齢者の安全運転と移動手段の確保を求める意見書

本年4月、東京都豊島区で87歳の高齢者が運転する自動車が暴走し、母子2人が亡くなるという事故が発生するなど、高齢者による事故が相次ぐとともに、近年、交通事故の発生件数が減少する中で、死亡事故においては75歳以上の高齢運転者の事故の割合が高まっている。

また、警察庁は、昨年末時点で約563万人いる75歳以上の運転免許の保有者が、令和3年には613万人を超えると推計している。

高齢運転者対策の推進を図るため、国は平成27年に道路交通法を改正し、75歳以上の運転免許の保有者について、違反行為時や運転免許の更新時に認知機能検査を受けることを義務付けたが、買物や通院のために日常生活の足として車が欠かせない高齢者もいることから、高齢運転者の安全対策や安全運転支援の取組が必要であるとともに、高齢者が運転免許証を自主返納した場合の地域における移動手段の確保も重要となっている。

よって、国におかれては、高齢者による安全運転と地域における移動手段の確保を図るため、次の事項について特段の措置を講ぜられるよう強く要望するものである。

- 1 自動ブレーキ等の安全運転を支援する装置を搭載した安全運転サポート車や後付けのペダル踏み間違い時加速抑制装置の普及を一層加速させるとともに、高齢者を対象とした購入支援策を検討すること。
- 2 安全運転サポート車に限定した運転免許の創設や、走行できる場所や時間帯等を制限した条件付き運転免許の導入を検討すること。
- 3 コミュニティバスの導入等による地域公共交通ネットワークの充実など、運転免許証を自主返納した高齢者に対する地方自治体等による取組を支援すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和元年10月11日

議会議長名

衆議院議長

参議院議長

内閣総理大臣

総務大臣

宛て

財務大臣

経済産業大臣

国土交通大臣

国家公安委員会委員長